

国際連合の70年

松 隈 潤

- I はじめに
- II 国連における「平和」、「開発」、「人権」
 - 1 国連の優先課題
 - 2 国連70年の歩み
 - 3 「国際の平和と安全の維持」に関する安保理公式会合
- III 「平和と安全の維持」～「変容する法秩序」の視点から
 - 1 「黙示のマンデート」論
 - 2 「平和に対する脅威」概念の解釈
 - 3 「保護する責任」論
- IV 結びに代えて

I はじめに

2015年、国連は創立70年を迎えた。日本の諸学会においても国連研究には重要な位置付けが与えられており、たとえば国際法学会の研究年報である『国際法外交雑誌』は、これまで創立10年、20年、25年、50年を記念して、特集号を刊行してきている¹⁾。本稿においては、第一に「創立70年の国連」という観点から、国連の主要な課題である「平和」、「開発」、「人権」の相互関連性について検討を行い、第二に「平和と安全の維持」

の問題に焦点をあてて、「変容する法秩序」にかかわるいくつかの争点について検討する。そこで、まず「はじめに」として、『国際法外交雑誌』掲載の先行研究の中から、本稿の内容と関連するいくつかの重要な指摘を紹介したい。

第一に、本稿のⅡにおいて検討する国連の70年の歩みにおける「平和」、「開発」、「人権」の相互連関性に関する点である。

創立10年特集号、その刊行は1956年であり、第55巻2・3・4合併号であるが、その中には田畑茂二郎が「国際連合と人権問題」と題する論文を寄稿している²⁾。田畑は「国際連盟規約とくらべ、国際連合憲章にみられるいちじるしい特徴の一つは、規約ではさほど問題とされていなかった人権問題が、きわめて大きく取り上げられるようになってきていることである」と指摘している³⁾。そして、「憲章の第56条では、国際連合が人権の尊重および遵守のために行う活動に対し、加盟国が国際連合と協力し、共同および個別の行動をとることを約束することになっているのであって、この規定からするならば、人権問題を純然たる国内問題とのみいうことは困難だともいえるのである。」と論じているが、これは今日においても大変に重要な課題を示唆している⁴⁾。

創立25年特集号、すなわち1971年刊行の第69巻4・5・6合併号には、高野雄一が「国際連合の25年」と題する論稿を寄稿している⁵⁾。「国連は25年を生きた。」との書き出しで始まるこの論稿は、「正義のための機構」、「平和のための機構」、「進歩のための機構」の3つの観点から国連25年の過去、現在、そして未来を考察している。ここで高野は「経済社会生活にひずみがなく進歩があるとき、人権が差別なく尊重されるとき、平和は正義の裏付けを得て、確固たるものとなり、はじめて永続する」と指摘している⁶⁾。国連の活動の中で、「平和」の問題と「開発」、「人権」の問題の不可分性はこれまでも確認されてきたところである。

続いて本稿のⅢにおいてとりあげる「平和と安全の維持」、とくに国連憲章との関係における「変容する法秩序」に関する先行研究の指摘についてである。

創立20年特集号、その刊行は1966年であり、第65巻1・2合併号であるが、ここでは小谷鶴次が「国連活動の20年」と題する論稿の中で、過去20年の国連の実践を回顧し、「憲章が逸脱されている場合には、それが新たな慣行にほかならぬものとされるにしても、それが憲章としては否認されるものではないという解釈をもとにしていることはいうまでもない。しかし、かような場合は本来ならば憲章の改正によることが適当なのであるから、その手続きによらないで改正と同様の効果を求めることは過当であろう。」と指摘している⁷⁾。

そして、創立50年特集号、刊行は1996年である第94巻5・6合併号には石本泰雄が「国連憲章千姿万態」を寄稿している⁸⁾。その中で石本は、国連平和維持活動等に関する分析を行ったうえで「現在の国連憲章の運用の実態は、憲章起草当時には想像もできなかった変貌をとげているといわなければならない。国連50年の歴史は、そのまま憲章の原型からの逸脱の歴史である。おそらく法の支配を掲揚する国内社会の常識では考えられないであろう。国連憲章で禁止されていないことは、安全保障理事会にせよ、総会にせよ、すべて行う権限を有すると考えられていると思われるほどである。」と指摘しているが⁹⁾、このような現象は、その後の過去20年においても顕著であったと言えよう。

さて、創立25年特集号の高野の言葉を借りるならば、今日「国連は70年を生きた」わけである。本稿においては、第一にそのような「創立70年の国連」という点について、国連の主要な課題である「平和」、「開発」、「人権」の3つの観点から検討を行う。第二に「平和と安全の維持」に焦点をあてて、「変容する法秩序」にかかわる争点について分析を行う。

II 国連における「平和」、「開発」、「人権」

「平和」、「開発」、「人権」は国連創立当初より、国連の主要目的であった。2015年1月、潘基文事務総長は国連総会において2015年の優先課

題について説明したが、「平和」、「開発」、「人権」を国連の活動における相互に関連する「3本の柱」であるとする見解を確認している¹⁰⁾。

「3本の柱」の相互関連性は、これまで国連において議論されてきた「人間の安全保障」や「保護する責任」といった諸概念にも反映されているとすることができる。

1 国連の優先課題

潘基文事務総長が国連総会非公式会合において説明した2015年の国連の優先課題においては、「2015年は開発、平和、人権という、国連の活動の相互に関連する3本柱のすべてにおいて、大きな前進を遂げる機会である」という認識を示したうえで、以下のような点について言及している。気候変動の問題も含む「開発」が相対的に強調されていることは特徴であるということができよう。

「開発」については、「2030年、尊厳への道」と題された「統合報告書」に言及し、ポスト2015年開発アジェンダとしての「持続可能な開発アジェンダ」への合意へ向けた取り組みを強調、また気候変動対策、エボラ対策と開発との関連性について指摘している。

「平和」については、シリア、ウクライナ、中央アフリカ、マリ等における紛争の拡大について懸念を表明し、過激主義を生み出す根本的条件への取り組みの必要性について言及している。また、軍縮についてNPT体制に基づく責任が果たされるよう促している。

「人権」については、国連活動の第3の柱は「人権と法の支配」であるとし、政府や非政府主体が国際人道法・人権法を無視する状況に対して懸念を表明、また「保護する責任」については、そのより良い運用のありかたを探求すべきであるとしている。事務総長は相互に関連する3本柱の課題に取り組むために、国連は自らの適合性を高める必要があるとし、開発に向けた新たなビジョン、平和と安全の維持に向けた新たなアイデア、人権の新たな推進、そしてこれらをすべて達成できる、より強い国連の実現

をうったえている。

2 国連70年の歩み

国連創立70年を迎えた2015年、国連本部事務局を中心として様々な記念行事が行われた。ダグ・ハマースホルド図書館の企画である「70 years 70 documents」¹¹⁾と国連広報センター作成の資料である「国連創設70年の歩み」¹²⁾を参照しつつ、国連における「平和」、「開発」、「人権」について概観しておきたい。

前者はダグ・ハマースホルド図書館のプロジェクトとして、同図書館に設置された委員会が各年次において最も重要であるとみなした国連文書を1件のみ選抜するという大変に困難なプロジェクトである。各年について機械的に文書を1点にしぼるという手法にはもちろん欠点はあるが、70年を概観するという意味では大変に興味深いプロジェクトであるということができよう。後者の「国連創設70年の歩み」もまた国連を中心とした歴史を簡潔に回顧するうえでは有意義なものである。

「平和」について、1989年末の段階において採択されていた安保理決議は646本であるが、2016年9月末現在、それは2310本を数えており、冷戦後の安保理の活性化を示している。1990年以降の主要な安保理決議について、本稿においては主としてⅢの「平和と安全の維持」において検討する。ここで指摘しておきたいことは、とくに冷戦後、安保理においては新たな分野に関する決議の採択、あるいは新たなテーマに関する討議の開催といったことが活発に行われてきていることである。一例をあげるならば、決議984は核兵器関連、1540は大量破壊兵器の不拡散である。決議1265、1296、1674、1738、1894といったところは文民の保護を取り扱っており、1325、1820、1888、1889、1960は女性と平和、1261、1314、1379、1460、1539、1612、1882は武力紛争下の子どもに関する決議である。決議1308ではHIV・AIDS、2177ではエボラ出血熱が対象となっている。2007年には気候変動問題に焦点をあてた公開討論が開催されているが、さらに安

保理は2011年には気候変動問題を国際的な平和と安全保障への潜在的な脅威ととらえ、長期的に生じる影響への懸念を表明する議長声明を採択している¹³⁾。テロ関連の決議は同時多発テロを契機とした1368、1373等がある。このような安保理の対テロ関連決議は資金凍結等の措置について個人を対象とすることから、地域機構との関係で法的な問題も生じている¹⁴⁾。さらにソマリア沖海賊問題への対処については決議1816や1897等が採択されており、今日ではISIL関連で決議2178や2199が採択されている。これらの決議は国際社会の新たな脅威、すなわち安全保障上の脅威が伝統的な国家間紛争によるものにとどまらなくなってきたことを示唆している。非国家主体の活動が様々な観点から重要な分析課題となっている現代国際社会の状況がそこにはある。新たな安全保障上の脅威への対応とは、すなわち「平和」と「開発」、「人権」の相互関連性を基礎としたものであると言うことができる。この点では1994年の国連開発計画の提唱以降、国連において活発な議論が展開されている「人間の安全保障」の概念は、この相互関連性を的確に説明している概念である。

「開発」については、1974年に特別総会において新国際経済秩序樹立宣言が採択されたこと、1992年の国連環境開発会議、2000年には国連ミレニアムサミットでミレニアム宣言が採択され、「ミレニアム開発目標(MDGs)」が整理されたこと等は特筆すべきことであろう。2002年には持続可能な開発サミットの開催、2012年には国連持続可能開発会議(リオ+20)が開催されている。「ポスト2015年開発アジェンダ」に関する交渉の結果、「持続可能な開発目標(SDGs)」が設定された。2014年末には事務総長より2030年に向けた持続可能な開発のための統合戦略として「2030年、尊厳への道」と題する報告書が提出された¹⁵⁾。「持続可能な開発目標」としては17の目標が掲げられているが、「ジェンダー」の観点や「平和で包摂的な社会の促進」等、「人権」、「平和」との相互関連性が強調された内容となっている¹⁶⁾。

「人権」についてはこの分野においても国連の活動が顕著であったことがわかる。年間で最も重要な文書として、ダグ・ハマーショルド図書館が

選定した文書の中にも、1948年の世界人権宣言、1951年の難民条約、1953年のUNICEF設置決議、1959年の子どもの権利宣言、1965年の人種差別撤廃条約、1979年の女性差別撤廃条約等を見ることができ¹⁷⁾。さらに、1993年に人権高等弁務官事務所が設置され、国連創立60年を経て、2006年に国連総会が人権理事会を設立したことは特筆すべきことであろう。さらに国連事務総長の分類においては、「保護する責任」の問題が、この第三の柱に位置付けられているのであるが¹⁸⁾、これは「平和と安全の維持」に深い関連を有する問題として本稿においてはⅢの3において検討する。

3 「国際の平和と安全の維持」に関する安保理公式会合

国連創立70年にあたって、2015年2月23日、安保理においては、中国の要請に基づき「国際の平和と安全の維持」と題する公開討論が行われた。議題の副題は、「歴史を回顧し、国連憲章の目的と原則に対する強固なコミットメントを確認する」とされている¹⁹⁾。この公開討論では、15の安保理理事国その他、60カ国以上が発言をしているが、その中においても、「平和」、「開発」、「人権」の相互関連性の観点からの発言が多く見受けられる。それらについて、以下、簡潔に紹介したい。

米国は国連憲章前文の「われら人民は」に着目し、国連の目的と原則へのコミットメントを再確認することは、憲章がその基本的尊厳を守ろうとしたすべての個人へのコミットメントを再確認することであると論じている。広範な人権侵害はそれ自体が国際の平和と安全に対する脅威となるという考え方である。この点において、状況が要請するならば安保理は国際の平和と安全の維持と回復のために強い役割を演じるべきであるとし、シリア問題で安保理が分断され、一般市民の保護のために十分な役割を果たすことができなかったことは人権と基本的自由に関する憲章上の誓約を侵害するものであると断じている²⁰⁾。

イギリスはとくに「平和」、「開発」、「人権」の三者の相互関連性を強調した。創立70年を迎えた国連の今後の国際安全保障に関する認識とし

て、人権保障が安保理の紛争予防の業務において不可欠なものであると指摘している。個別国家が人権を尊重できないことが、国際の平和と安全の維持についても脅威となるとし、このような場合に国連憲章は通常、国内管轄事項ととらえられてきた問題に関する安保理の介入の責任を明確にしているとする。「開発」についてはポスト2015年の開発枠組みを支持するとし、また、イギリスがGNIの0.7%を開発援助に使う目標を実現している数少ない国のひとつであることを強調している²¹⁾。貧困の克服が紛争の回避につながるという考え方である。

この関連ではナイジェリア、ボツワナ、パプア・ニューギニアがMDGsに言及している。EUもまた開発の重要性を強調しており、さらに気候変動が平和と安全に与える影響について言及している。

フランスは、大規模人権侵害に際しての拒否権行使の自制について提案している²²⁾。これは特筆すべきことであり、これを明示的に指示した国家は10数カ国あるが、これを受けて保護する責任や文民の保護に言及している国家は多数存在している。この点については、本稿のⅢの3において詳細にとりあげたい。

このような見解に対して、中国やロシアはむしろ原則論を強調する立場からの主張を展開している。

議長国であった中国が強調している点は、「強制措置には安保理のマンデートが必要」であり、伝統的な軍事同盟と時代遅れのジャングルの法は、集団安全保障メカニズムによって置き換えられなければならない」ことである。中国の見解によれば「今日、設立から70年を経て、国連憲章はかつてないほど意義深いもの」となっており、「安保理をバイパスしたいかなる単独行動も違法かつ不当である」ということである²³⁾。中国のように「安保理をバイパスしたいかなる単独行動も違法かつ不当である」とする見解を示す国家は多数存在している。コソボ問題に際し、「違法だが正当」との言説が一定の支持を得たようにも見られたが、その後、これを先例として国家慣行が積み重ねられてきたわけではない。単独国家による評価には反発する国家が多数存在しており、一例をあげるならば、セルビア、

非同盟諸国を代表して発言したイラン、エジプト等がこの立場である。

ロシアは「シリアにおける空爆、明確に虚偽の口実によるイラク占領、リビアの破壊と継続する混乱に導いた安保理のマンデートのごまかし」といった問題を国家の独立と主権平等、内政不干涉、紛争の平和的解決といった国連の基本原則が侵害された例としてとらえている²⁴⁾。ロシアはそのような一方的な武力行使が今日の中東や北アフリカの不安定化と過激主義の台頭を引き起こしていると指摘し、友好関係原則宣言の強化を求めている。ロシアは安保理におけるコンセンサスの必要性を重視し、ロシアのイニシアティブにより、テロ組織への資金供与を防止するため採択された安保理決議2199を強調し、またマリや中央アフリカへのP K O派遣、ナイジェリアのボコ・ハラムへの対処等における共同の対処の必要性を指摘している。すなわち単独主義ではなく、国連の枠組みにおける憲章に基づく問題解決の必要性を強調しているわけである。またロシアの主張に明確であるように、一方的な軍事力の行使が関連地域における今日の混乱の原因であるとする見解も多くの国家に共有されており、たとえばシリアやブラジル、ジンバブエ、ブルンジのように「文民の保護」概念の濫用に対する懸念を示している国家もある。

III 「平和と安全の維持」～変容する法秩序の視点から

さて、以下、三本柱の中の「平和」の問題、すなわち「平和と安全の維持」について、これをとくに「変容する法秩序」との関連で検討してみたい。ここでは二つの点を指摘しておきたい。

第一に、国連憲章の改正といった点について、「平和と安全の維持」の問題、とくに武力不行使原則に関する憲章規定の改正は創立70年を経て、まったく行われていないということである。ダグ・ハマーショルド図書館の選定による1966年の国連関連の最重要文書が示す通り、安保理の非常任理事国の数を増加させるといった憲章改正は行われており²⁵⁾、経済社会理事会の理事国数の増加も同様であるが、武力不行使原則の根幹にかかわる

ような憲章改正は行われてきてはいない。

第二の点は、それにもかかわらず、憲章の解釈という点において、あるいは運用の点において、国連は「平和と安全の維持」について柔軟に対応してきたということである。その最たるものが憲章には予定されていなかった「平和維持活動」の展開であることは言うまでもない。1956年の国連関連の最重要文書としてUNEF設置決議が選択されていることも示唆的であり、その他、UNIFIL設置決議等も選抜されている²⁶⁾。

本稿においては、以下、「黙示のマンデート(implied mandates)」論、「平和に対する脅威」概念の解釈、「保護する責任」論の3点について説明したい。

1 「黙示のマンデート」論

これは武力行使に関する安保理による「黙示の容認(implied authorization)」論とも呼ばれる議論である。対イラク武力行使は、安保理が明確には容認していない個別国家による武力行使であり、合法化の根拠として用いられた「重大な違反(material breach)の理論」は多数の国家の支持するところとはならなかった。前述の通り、2015年2月の安保理会合においてロシアは、一方的な武力行使が関連地域における今日の混乱の原因であると断じたが、このような見解は多くの国家に共有されており、主権尊重、内政不干渉原則が再確認している国家も多数存在している。その意味では、「変容する法秩序」の観点から、「黙示のマンデート」論が多くの国家によって受容されるようになってきたと論じようとしているわけではない。むしろ、米国、英国といった安保理の常任理事国にとって、「国連憲章上合法であることを理論化することが必要であった」という点に着目したい。

「黙示のマンデート論」を主張する議論は1998年の「砂漠の狐作戦」について、安保理決議1154(イラクによるさらなる安保理決議義務違反に対しseverest consequencesを警告)、1205(イラクの安保理決議義務に対するflagrant violationの存在を認定)等が存在し、イラクの国連に対する

非協力の場合の深刻な結果について警告をしていたが、武力行使容認については不明瞭な決議の採択にとどまっていたところ、それら決議の解釈から「黙示のマンデート」を読み込むことができるとするものである。後の2003年のイラク戦争においては2002年に採択された決議1441に「重大な違反 (material breach)」の文言が存在していることが重視されているが、論理構造は同じである。

さらに、「黙示のマンデート」論はコソボ紛争においてもNATO諸国によって主張された。この場合には1998年の決議1160、1199、1203があり、これらは国連憲章7章に基づいて採択されており、決議1199は「コソボにおける状況の悪化」、1203は「コソボにおける未解決の状況」を「平和に対する脅威」と認定していることから、これらの決議の解釈として「黙示のマンデート」を読み込むことができるとする議論である。しかしながら、決議1203の採択過程においては、武力行使に関する文言が中国の反対によって削除されており、このことをどのように評価するのかという点について疑問が残る。

いずれにせよこのような議論は濫用の危険性が極めて高いと言わざるをえず、ほぼ毎日、非公式協議が開催されている安保理の実情、および安保理決議の採択にいたる多くの理事国の意思からも解釈論として採用することは困難であろう。

しかしながら、同時にこのような議論が意味するところとして指摘できることは、実態は「常任理事国を含む複数の国連加盟国が憲章に違反する武力行使を行い、これに対し、何らの規制もなされていない」ということであつたとしても、そのような構成をとらない解釈論が必要とされたということである。すなわち、このような議論が一部の政府等によって行われてきたこと自体、形式的には国連憲章を中心とする法秩序の枠内で合法化をはかる試みが行われてきているということであり、「変容する法秩序」という文脈においても重視すべき点であろう。

2 「平和に対する脅威」概念の解釈

とくに冷戦後の時期を考えた場合に、「変容する法秩序」をめぐる争点として、安保理における「平和に対する脅威」概念の解釈の拡大がある。

冷戦後の諸事例において、憲章39条の「平和に対する脅威」概念が拡大解釈された事例は相当数あり、これが慣習国際法の形成につながる国家慣行の蓄積という点において、法秩序に一定の変容を生じていると論じることが可能である。しかしながら、それはいわゆる「人道的干渉」を慣習国際法上、容認する方向に国家慣行が蓄積されてきているということではなく、むしろ、「平和に対する脅威」概念の拡大解釈という現象自体に着目すべきである。

冷戦後の安保理決議において、「平和に対する脅威」概念の拡大は顕著である。1992年のソマリアに関する決議794は「人的被害の規模」を「平和に対する脅威」と認定した代表的な例であるが、この他にも1994年のルワンダに関する決議929（ルワンダにおける人道的危機の規模）、ハイチに関する決議940（ハイチの情勢）、アフガニスタンに関する決議1267（タリバン政権がテロの根拠地となっていることについて、これを改善することを求めた安保理決議を履行していないこと）、1386（アフガニスタンの状況）、1563（アフガニスタンの状況）、シエラレオネに関する決議1132（シエラレオネの状況）、東チモールに関する決議1264（現在の東チモールの状況）、大湖地域に関する決議1078（東部ザイールにおける現在の人的被害の規模）、その後のコンゴ民主共和国に関する決議1484（イツリ地域における事態、とくにブニアにおける事態）、イラクに関する決議1546（イラクの状況）、スーダン（ダルフル）に関する決議1556（スーダンの状況）、リビアに関する決議1973（リビアの状況）、コートジボアールに関する決議1975（コートジボアールの状況）、マリに関する決議2085（マリの状況）等は代表的な例である。

この問題も国連憲章の改正といったことが行われたわけではなく、冷戦後、安保理決議の射程の拡大によって従来は国内問題であるとみなさ

れてきた問題に対して国連が対処している事例であると言うことができ、「変容する法秩序」という点においても重視すべきことであろう。

3 「保護する責任」論

「保護する責任」論もまた、「変容する法秩序」の視点から検討することができる課題である。本稿においては「保護する責任」論自体について詳細に分析を行うことはその範囲を超えるものであるが、最初に筆者の見解を簡潔に述べるならば、以下の通りである。すなわち、2009年の事務総長報告書によって「保護する責任」は3つの柱に分類がなされたが²⁷⁾、第一の柱を領域国家の責任として説明した後、その第二の柱、すなわち国際協力と能力強化にかかわる部分が、「平和」、「開発」、「人権」の相互関連性の面も含め、今日、国連システムが最も有効に対処しうる分野であろう。この点で2005年に設置された平和構築委員会の役割はますます重要になってくると考える。

他方、「変容する法秩序」の観点からは、第三の柱、すなわち「武力行使を含む対応」の問題について検討を行う必要性があろう。ただし、国連事務総長の分類においては、これはあくまでも「保護する責任」の第三の柱にかかわるものに過ぎないこと、また、国連における「保護する責任」論は、第三の柱について、原則として安保理決議に基づくものを想定しており、単独の国家による武力行使の可能性については言及されていないことに留意する必要がある。

「保護する責任」論の第三の柱の部分、すなわち大規模人権侵害等に対する「武力行使を含む対応」の問題は、とくに冷戦後、「人道的干渉」という概念との関連において議論が行われてきた。コソボ紛争におけるNATO諸国の対ユーゴ武力行使という事態を受けて、2000年に提出された「コソボに関する自主国際調査委員会」の報告書は、「国際法と人道的干渉」と題する章において、「要するに、この灰色の領域は合法性という厳密な考え方を超えて、正当性という、より柔軟な見解を取り込むものである」と

論じている²⁸⁾。すなわち、「合法性」に関する議論において、「正当性」に言及してしまうほどに、コソボ紛争は、大きな衝撃を与えていたという見方もできる。

そのような衝撃を受けて、1999年秋の国連総会においては、当時のアナン事務総長により、「主権と人権の関係の変容」に関する指摘が行われた。これに対し、中国は強く反発した。またフランスはコソボ問題の例外的状況を強調し、国連憲章の枠内での行動の重要性を指摘した。オランダの発言は大変に興味深く、もしも憲章に2条8項を挿入するならば、加盟国が自国民を迫害することを禁ずる内容とすべきである旨主張した。ポーランドも、主権の壁が人権侵害を隠すものとして利用されてはならない旨述べた²⁹⁾。このような議論の延長上に、2001年のカナダ政府のイニシアティブによる「保護する責任」の提唱が行われたわけである³⁰⁾。

国連憲章2条4項の草案が「いかなる国の領土保全又は政治的独立に対するものも」の文言を含まなかったことは広く知られている。オーストラリア提案により挿入されたこの文言は、武力不行使原則の例外を広く許容するために挿入されたわけではなかったにもかかわらず、後に憲章起草過程の議論を離れて様々に解釈されることとなった³¹⁾。すなわち、一部の論者によって、憲章2条4項が政治的独立や領土保全に言及していることから、それらに抵触しない武力行使については容認される余地があるとする議論も展開されてきた。しかしながら、これは憲章起草過程においては想定されていなかった議論であると言わざるをえない。また武力不行使原則は強行規範であるとする見解もあり、この観点からはいかなる逸脱も許されないことになる。武力不行使原則の優位性は憲章起草時において明確であったことから、今日、安保理決議による容認がないケースを想定した場合に、国際法において武力不行使原則の例外として、大規模人権侵害等に対する単独国家の決定による武力行使の合法性が一般的に認められると論じることは困難であろう。現段階においては、国家慣行として慣習国際法としての人道的干涉の合法性を裏付ける証拠も蓄積されていると言ふことはできない。

他方、グリーンウッドは2000年6月に英国下院の外交委員会において証言し、「国際法上、安保理が国際の平和と安全の維持に関する主要な責任を負うが、もしも拒否権行使等によって安保理が行動をとることができない場合、それ以上何もすることができないということを意味しない」と述べている³²⁾。すなわちホロコーストのような事例において安保理常任理事国の反対があるからといって、武力をもって介入することを国際法が禁じていると考えることはできないとする主張である。これは「不当な拒否権」という議論につながる。「不当な拒否権」行使は単独の国家による武力行使の引き金となり得るとする議論である。問題は拒否権行使について、いかなる場合に「不当である」ということになるのかという点について判断主体も判断基準も定義されていないことである。

安保理改革の議論の文脈ではこれは2012年のS5の提案や³³⁾、前述のフランスの提案のように拒否権行使を控えることを誓約する紳士協定のような提案となるわけである。「変容する法秩序」という観点から、この点においても憲章改正等、実定法上の変更はなされておらず、将来的にもその可能性は低いと言わざるをえない。フランスが「憲章改正を待つことなく」と前置きしているように、運用によって問題に対処する試みがなされているところかと思われる。

IV 結びに代えて

以上、本稿においては、国際連合の70年を簡潔に振り返り、「変容する法秩序」の観点から、とくに「平和と安全の維持」に関する課題について検討してきた。

安保理における常任理事国の拒否権行使の問題について、どのように対処すべきであるかという点については、アナン前事務総長らをメンバーとする有識者会合(The Elders)が2015年に行った提言がある³⁴⁾。ここにおいても、前述のフランス提案の基調に沿うような提案がなされている。このような観点から、安保理改革を試みるのが実際的であるとする共通認識

が存在しているであろう。

「国際連合の25年」において高野が示している「国連の将来は、決して平穏とはいえないだろう。楽観はいささかもできない。正義も平和も進歩も、おのづから訪れるものでなく、克ちとらなくてはならないものだからである。しかし、希望がもてないわけでは決していない」³⁵⁾との見解は、国連創立70年を過ぎた今日においても変わらず妥当している。

そして、本稿の結びに代えて、国連創立10年特集号の「はしがき」に横田喜三郎が著している「世界の平和と協力は、結局のところ、国際連合のような国際機構の活用にまたなければならない。もし欠点があるならば、それを改正し、弱点があるならば、それを強化し、どこまでも国際連合を守り立てて行くことこそ、もっとも公正に、もっとも有力に、世界の平和と協力を進める道である」との指摘を紹介しておきたい³⁶⁾。

(付記)

神宮典夫先生には1992年、筆者が西南学院大学法学部に着任した際、法律学科主任としてご指導をいただき以来、筆者の17年間の勤務において、様々にご教示をいただきました。先生には学問に向き合う者として、学問に対する厳しさを教えていただいたと思っています。先生が安らかに憩われますよう心よりお祈り致します。

本稿は、国際法学会2015年度研究大会における筆者の報告に加筆修正したものです。また、科研費基盤研究A(平成25～27年度 25257105)の研究分担者としての研究成果の一部でもあります。

-
- 1 中村道「日本における国際機構法研究」『国際法外交雑誌』第96巻第4・5合併号(1997年)121頁。
 - 2 田畑茂二郎「国際連合と人権問題」『国際法外交雑誌』第55巻第2・3・4合併号(1956年)260-281頁。
 - 3 同上、260頁。
 - 4 同上、276頁。
 - 5 高野雄一「国際連合の25年」『国際法外交雑誌』第69巻第4・5・6合併号(1971年)1-32頁。
 - 6 同上、22頁。
 - 7 小谷鶴次「国連活動の20年」『国際法外交雑誌』第65巻第1・2合併号(1966年)17頁。

国際連合の70年

- 8 石本泰雄「国連憲章千姿万態」『国際法外交雑誌』第94巻第5・6合併号（1996年）1-35頁。
- 9 同上、33頁。
- 10 Ban Ki-moon, Remarks to informal meeting of the General Assembly on the Year Ahead, 8 January 2015, at <https://www.un.org/sg/en/content/sg/speeches/2015-01-08/remarks-informal-meeting-general-assembly-year-ahead> (17 November 2016)
- 11 Dag Hammarskjöld Library, 70 years 70 documents, at <http://research.un.org/en/UN70> (17 November 2016)
- 12 国際連合広報センター「国連創設70年の歩み」2015年 (http://www.unic.or.jp/activities/international_observances/un70/history/, 2016年11月17日)。
- 13 UN Document, S/PRST/2011/15, 20 July 2011.
- 14 Joined Cases C-402/05 & C-415/05 P, Kadi & Al Barakaat International Foundation v. Council & Commission, Judgment, (2008) ECR I – 6351.
- 15 UN Document, A/69/700, 4 December 2014.
- 16 UN Document, A/70/L.1, 18 September 2015.
- 17 Dag Hammarskjöld Library, *supra* note 11.
- 18 Ban Ki-moon, *supra* note 10.
- 19 UN Document, S/PV.7389, 23 February 2015.
- 20 *Ibid.*, pp.13-15.
- 21 *Ibid.*, pp.19-21.
- 22 *Ibid.*, pp.24-26.
- 23 *Ibid.*, pp.3-5.
- 24 *Ibid.*, pp.5-7.
- 25 Dag Hammarskjöld Library, *supra* note 11.
- 26 *Ibid.*
- 27 UN Document, A/63/677, 12 January 2009.
- 28 Independent International Commission on Kosovo, *The Kosovo Report: Conflict, International Response, Lessons Learned* (Oxford University Press, 2000).
- 29 UN Document, A/54/PV.4, 20 September 1999.
- 30 ICISS, *The Responsibility to Protect*, (The International Development Research Centre, 2001).
- 31 森肇志『自衛権の基層 国連憲章に至る歴史的展開』（東京大学出版会、2009年）226-230頁。
- 32 Christopher Greenwood, “International law and the NATO intervention in Kosovo,” *International and Comparative Law Quarterly*, Vol.49, No.4. p. 930.
- 33 UN Document, A/66/L.42/Rev.2, 15 May 2012.
- 34 Statement by The Elders, STRENGTHENING THE UNITED NATIONS, 7 February 2015, at http://theelders.org/sites/default/files/2015-04-22_elders-statement-strengthening-the-un.pdf (17 November 2016).
- 35 高野「前掲論文」（注5）30頁。
- 36 横田喜三郎「はしがき」『国際法外交雑誌』第55巻第2・3・4合併号（1956年）1頁。

